一般社団法人国連ユニタール協会定款

第1章 総 則

(名称)

- 第1条 この法人は、一般社団法人国連ユニタール協会と称する。
 - 2 英文では、UNITAR ASSOCIATIONと表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国連訓練調査研究所(以下「ユニタール」という。)が 実施する紛争後の復興/平和構築、軍縮、SDGs やその他持続可能な繁栄に 関連したイベントに関する取組みの重要性を広く一般に広報し、国際平和 の理念の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) ユニタールの活動に関しての広報、支援
 - (2) 持続可能な開発目標に寄与する地域貢献活動
 - (3) その他法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(会員の構成)

- 第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び 一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とす る。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、積極的に運営に参画する個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、資金などの援助をする 個人及び団体

(入会)

第6条 正会員及び賛助会員は、次に掲げる項目に該当しない者又は団体とする。

- (1) 指定暴力団員
- (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)
- (3) 指定暴力団員がその役員となっている法人その他の団体
- 2 正会員又は賛助会員として入会しようとする者又は法人その他の団体は、当法人所定の入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。理事会は、前項に該当せず、かつ国際連合の意義・活動・理念に同意すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事会において入会を承認しなかったときは、理事長は、速やかに、理 由を付した書面をもって入会申込みをした者又は法人その他の団体に対し その旨を通知しなければならない。

(経費等の負担)

- 第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
 - 2 賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び賛助会費を納入し なければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事長に提出することにより任意に退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) この定款に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、 その資格を喪失する。
 - (1) 第7条の義務を1年以上履行しなかったとき
 - (2) 総正会員が同意したとき
 - (3) 会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人その他の団体が解散したとき

(4) 第6条第1項第1号、第2号及び第3号に該当すると認められたとき

(会員名簿)

第11条 この法人は、正会員及び賛助会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(拠出金品の不返環)

第12条 拠出の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

- 第13条 社員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。
 - 2 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

- 第14条 社員総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 入会金及び会費の額
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附 属明細書の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
 - (9) その他社員総会で決議するものとして法令又は定款で定める事項

(開催)

第15条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時 社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、 必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に

基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会の招集通知は、総正会員に対し、会日の2週間前までに書面に て発する。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第19条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、 総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員 の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の事項についての決議は、総正会員の半数 以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行 う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
 - (6) その他法令又はこの定款で定める事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1項の決議を行わなければならない。理事又は監事候補者の中から得票数 の多い順に定めた員数に達する者までを選定する。

(議決権の代理行使)

- 第20条 正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をあらかじめこの法人に提出しなければならない。
 - 2 前項の代理権の授与は総会ごとに行わなければならない。

3 第1項の正会員又は代理人は代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき 事項を電磁的方法により提供することができる。この場合当該正会員又は 代理人は当該書面を提出したものとみなす。

(書面による議決権行使)

- 第21条 書面により議決権を行使できる場合には、正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時までに当該記載をした議決権行使書面をこの法人に提出する。
 - 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(電磁的方法による議決権の行使)

- 第22条 電磁的方法により議決権を行使できる場合には、正会員は、政令で 定めるところにより、この法人の承諾を得て、社員総会の日時の直前の業 務時間の終了時までに議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法によ り当法人に提供する。
 - 2 前項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は出席した正会員の議決権の数に算入する。

(決議・報告の省略)

- 第23条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
 - 2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、 正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、 その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要 領及びその結果、その他一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に 定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事が これに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年 間主たる事務所に備え置く。

第5章 役 員

(役員の設置)

- 第25条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 3名以内
 - 2 理事のうち、1名を理事長とする。
 - 3 理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。
 - 4 理事長以外の理事の中から業務執行理事を選定することができ、業務執 行理事のうち若干名を副理事長とすることができる。

(役員の選任)

- 第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
 - 2 理事長及び副理事長並びに業務執行理事は、理事会の決議によって理事 の中から選定する。
 - 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
 - 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にあるものを含む。)の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 5 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、 職務を執行する。
 - 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、 その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところに より、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、 監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人 の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時社員総会の終結時までとする。ただし再任を妨げない。
 - 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する 時までとする。
 - 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第25条第1項で定める理事若しく は監事の員数が欠けた場合には、任期満了又は辞任により退任した理事又 は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として の権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第30条 理事及び監事は、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 理事又は監事としてふさわしくない非行があったとき
 - (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があるとき、又はこれに堪えないとき

(役員の報酬等)

第31条 理事及び監事の報酬、賞与その他職務執行の対価として当法人から 受ける財産上の利益は、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社 員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って定める。

(名誉顧問)

第32条 この法人に、名誉顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉顧問は、理事会において任期を定めたうえで選任する。
- 3 名誉顧問は、代表理事の諮問に答え、理事会において意見を述べること ができる。
- 4 名誉顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(取引の制限)

- 第33条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、 その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
 - 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての 重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

- 第34条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
 - 2 この法人は、理事(業務執行理事又は当該一般社団法人の使用人でないものに限る。)、監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上でこの法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第35条 この法人に理事会を置く。
 - 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長並びに業務執行理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
 - (6) 第33条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(開催)

- 第37条 通常理事会は、毎年定期に、年1回開催する。
 - 2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって 招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 監事から、一般法人法第101条第3項に規定する場合において必要があると認めて、理事長に招集の請求があったとき
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

- 第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。
 - 2 理事長は、前条第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があ

- った日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする 臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理 事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

- 第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に 加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合に おいて、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面 又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する 旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたと きは、この限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき 事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要し ない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、 この限りでない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領 及びその結果、その他の一般法人法施行規則第15条第3項及び第4項に 定める事項を記載し又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事 がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年 間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第44条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 基金

(基金の拠出)

第45条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第46条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に 定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第47条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第48条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141 条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第49条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第8章 計算

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年 1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第51条 この法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを 記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、 理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更 する場合も、同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまで備 え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事

長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュフロー計算書
- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第53条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

- 第54条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。
 - 2 この法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第55条 この法人は、一般法人法第148条第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が清算する場合に有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会

(委員会)

- 第57条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、そ の決議により、委員会を設置することができる。
 - 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により 別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

- 第58条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
 - 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 前項記載の職員以外の職員は、理事長が任免する。
 - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第59条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、 その運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
 - 2 情報公開に必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程 による。

(個人情報の保護)

- 第60条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものと する。
 - 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める

第13章 公告

(公告の方法)

第61条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する 方法により行う。

第14章 附 則

(最初の事業年度)

第62条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和2年3月 31日までとする。

(以下略)

(法令の準拠)

第65条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

(以下略)

附則(令和2年11月20日) この定款は令和2年11月20日から施行する。